

平成 27 年度  
第 4 回（仮称）権利擁護センター設立検討会  
議事録

日 時：平成 28 年 3 月 24 日（木） 18：30～19：40

場 所：北広島市福祉センター 会議室

出席者（7 名）

◇（仮称）権利擁護センター検討会構成員

- 遠藤 隆子 （市民後見人養成研修修了生）
- 大滝 和子 （司法書士）
- 佐藤信一郎 （北広島市にし高齢者支援センター 管理者）
- 高森 健 （弁護士）
- 林 恭裕 （北翔大学人間福祉学部 教授）
- 守谷 眞一 （市民後見人養成研修修了生）
- 若狭 聡美 （障がい生活支援センターみらい 管理者）

◇事務局

- |              |        |
|--------------|--------|
| 保健福祉部長       | 福島 政則  |
| 保健福祉部高齢者支援課長 | 三上 勤也  |
| 保健福祉部福祉課長    | 奥山 衛   |
| 保健福祉部高齢者支援課  | 浜山 かおり |
| 保健福祉部福祉課     | 柄澤 尚江  |
| 保健福祉部高齢者支援課  | 渡邊 篤広  |
| 保健福祉部福祉課     | 川又 洋火  |
| 保健福祉部高齢者支援課  | 林 宏樹   |
| 保健福祉部高齢者支援課  | 五十嵐 陽子 |
| 保健福祉部高齢者支援課  | 角田 紘希  |

◇北広島市社会福祉協議会

- |                  |       |
|------------------|-------|
| 北広島市社会福祉協議会事務局長  | 三熊 秀範 |
| 北広島市社会福祉協議会事務局次長 | 八町 史郎 |
| 北広島市社会福祉協議会      | 風間 公彦 |
| 北広島市社会福祉協議会      | 今 隆志  |

◇傍聴者 なし

・北広島市成年後見センターについて

【質疑・意見】

委員

パンフレットは、全体的に文章表現が固く、文字が多いという印象を受けた。市民は、どんな人が相談を受けてくれるのかという点が必要ではないかと考える。

成年後見制度の説明箇所、類型の説明が記載されているが分かりにくい表現になっているように思う。

委員

高齢者支援センターにも同様のことが言え、パンフレットは詳しく書けば書くほど見づらくなる、読みづらくなる傾向がある。まずは相談をしてもらうことが大切だと思うので、例えばセンターの名称、職員の写真、連絡先を大きく載せるくらいで良いのではないかと。

委員

パンフレットだけで制度を理解できる方は少ないと思う。このようなことでお困りなら相談してくださいというような趣旨で、連絡先を目立つように大きくするとというようなものが良いと思う。

委員

パンフレットの表紙（1ページ右側）に記載されているような悩みを抱えている方は地域にはたくさんいると思われる。このセンターはあくまで成年後見センターなので、パンフレットに記載されているような悩みを成年後見制度の利用によりどのように解決が図られるのかを示せば良いと思う。

委員

最低限このくらいの内容は必要なのかもしれないが、やはり文章表現が固いと、パンフレットを最初に目にした時に漢字が多いという印象を受けてしまう。特に高齢者が見ると、読むことを諦めてしまうように感じる。またパンフレットの表紙（1ページ右側）について、センターの名称の下にイラストが配置され、「このようなお悩みありませんか」とあり「制度のこと」、「契約のこと」と続くのはあまりに唐突であり、違和感を覚えてしまう。よりシンプルな構成で良いのではないかと。

委員

パンフレットの構成等についての意見だけでなく、このパンフレットを見てセンターの事業概念を思い描くことができるかという点についても、ご意見を伺いたい。

委員

1年間、設立検討会の構成員として携わり、様々な説明も受けてきたので、目指しているものは理解できる。ただ、このパンフレットを見て市民の方が相談しようと思うかは疑問なので検討の余地があると思う。例えばパンフレットを1

種類ではなく 2 種類用意してみるというのも方法としては考えられるのではない  
か。

委 員

センターの大きな柱の事業である市民後見人の養成について、この内容では市  
民後見人が何であるのかは伝わらない。最初はもっとの的を絞った内容のもので良  
いのではないか。

委 員

1 年～2 年後にパンフレットを作り直すことを想定すると、最初の 1 年間はセン  
ターが開設するもしくは、開設したということを全面に押し出した方が、市民に  
もインパクトを与えることができるのではないか。また「市民で支える成年後  
見」などのキャッチを付けるなど、北広島の特色を出すべきだし、全ての内容が  
網羅されていなくても良いと考える。また、成年後見制度の説明箇所では任意後見  
制度の説明があるが、法人として任意後見を実施しないのであれば混乱を招く可  
能性もあるため、盛り込む必要はないように感じる。

・成年後見センター業務スケジュール（案）

【質疑・意見】

委 員

業務スケジュールについて、開設イベントで市民後見人養成講座説明会を実施する  
とあるが、成年後見制度の全体を学ぶのではなく、市民後見人養成講座のみの説明を  
行うのか。

事務局

開設イベントは一般市民を対象とした成年後見制度およびセンターの周知を目的  
に、規模としては芸術文化ホールで開催することを想定している。開設イベントには  
多くの市民の方が集まることが予想されるので、市民後見人養成講座の開催時期等  
について開設イベントに併せて周知できれば効果的であると考えました

4 その他

委 員

法人後見事業開始について家庭裁判所との協議はまとまりそうなのか。

事務局

昨年 12 月に家庭裁判所の書記官との打合せを行い、そこで法人後見業務体制等  
について説明し一定の理解は得られている。今後、体制と関係書類等が整い次第、法人  
後見事業開始に向け再度、調整を図る予定です。